

## 第2編 第7章

### 事故届



## 1. 事故届 (保安法61条、保安法63条)

### 1) 保安法 63 条

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液石法に定める販売事業者、高圧ガスを貯蔵し又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者、その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪出し、又は盗まれたとき

(届出：様式 57 による届出)

### 2) 保安法 液石則 9 3 条の 2

液化石油ガス販売事業者は「特定消費設備」(ガスメーターと末端ガス栓の間の、配管・その他の設備を除く消費設備)について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏洩したガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

(速報：別紙様式例によるファクシミリ等)

(届出：様式 57 の 2 による届出)

### 3) 液石法 規則第 133 条

保安機関は、自ら行なっている保安業務の範囲内において、当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生した時には遅滞なくその旨を警察官に届け出なければならない。

## (1) 事故の定義

本章の適用となる事故とは、保安法の適用をうけるもの並びに 液石法が適用される一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、以下に該当するものをいう

### 保安法

- 1) 所有又は占有する高圧ガスについて漏えい、火災等が発生したとき
- 2) 所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪出し、又は盗まれたとき

## 液石法

### 1) LPガス事故

- ① 漏えい LPガスが漏えいしたものであって、引火に至らず、かつ中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。
- ② 漏えい爆発 LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発により火災に至ったもの。
  - イ. 漏えい爆発（漏えいガスによる爆発のみの場合）
  - ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいガスによる爆発後火災の場合）
- ③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認知したものととは限らない）に至ったもの。（上記②は除く）

なお、LPガスの漏えいがない状態でLPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む）の過熱し、又は故障したことによる火災及びコンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移った事による火災はLPガス事故に該当しない。
- ④ 中毒・酸欠 LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏症の人的被害のあったもの。

### 2) LPガス事故に該当しない事故

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故
- ② 自然災害による事故
  - 例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故
  - 例) 洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故
- ④ その他上記 1) に掲げるLPガス事故に該当しない事故
  - 例) 自動車の飛び込みによる事故

## (2-1) 届出書類

(特定消費設備での事故で、死亡、中毒、酸欠事故、漏えい引火による負傷、又は物損事故)

項目	書類	備考	様式
1	事故報告(速報)	直ちに関東東北産業保安監督部保安課へ報告(電話・FAX等) 加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(電話・FAX等) 発生日時・場所・概要・原因・当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月 その他参考となる事項を報告 不明である事項は不明と明記すること	例 P298
2	追加報告	当初報告時点で不明で、その後明らかになった事項 事故発生9日以内：関東東北産業保安監督部保安課へ報告(FAX等) 加えて、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等) 事故発生10日以上：静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課へ報告(FAX等)	—
3	事故届書 (様式57の2)	遅滞なく届出ること 静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故：静岡県危機管理部消防保安課・協会支部 静岡市内の事故：静岡市消防局消防部予防課・協会支部 浜松市内の事故：浜松市消防局予防課・協会支部 発生時間は24時間呼称による 特定消費設備の名称及び機種は別表による	P297
4	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P296
5	現場図面		—
6	写真		—
7	案内図	住宅地図等	—
8	特定消費設備に関する資料	カタログ・仕様書・取扱説明書 (上記資料が無ければ特定消費設備の写真)	—

## (2-2) 届出書類

(2-1以外の事故)

項目	書類	備考	様式
1	事故届書 (様式57)	遅滞なく届出すること 発生時間は24時間呼称による	P295
2	事故状況報告書	発生原因、被害の程度等記載すること その他 には警報器、安全装置の有無等記載	P296
3	現場図面		—
4	写真		—
5	案内図	住宅地図等	—

## (3) 連絡と届出

事故については、遅滞なく所管行政庁へ事故の概要を電話連絡すると共に、事故届を、静岡県内の静岡市、浜松市以外で起きた事故については、静岡県危機管理部消防保安課及び協会支部へ、静岡市、浜松市で発生した事故については、それぞれ静岡市消防局消防部予防課、浜松市消防局予防課及び協会支部へ提出すること。

## (4) 事故の分類

事故が発生したとき、その内容により次のとおり分類する。

### 1) A級事故

次の各号に該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの
- ④ 甚大な物的被害（直接被害総額約2億円以上）が生じたもの
- ⑤ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が著しく大きいと認められるもの

### 2) B級事故

A級事故以外で次の各号に該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの

- ② 重傷者2名以上9名以下のもの
- ③ 負傷者（軽傷者を含む）6名以上29名以下のものであって、②以外のもの
- ④ 多大な物的被害（直接被害総額約4千万円以上2億円未満）を生じたもの
- ⑤ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの

3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

※ 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

死者：事故発生後、事故調査報告書作成時点までに死亡が確認された者

重傷者：事故発生時に全治1ヶ月以上の負傷をした者

軽傷者：事故発生時に全治1ヶ月未満の負傷をした者

## (5) 事故届 届出先

- 経済産業省 関東東北産業保安監督部 保安課  
住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
電 話 番 号：048-600-0294  
F A X 番 号：048-601-1317
- 静岡県危機管理部消防保安課  
住 所：静岡市葵区追手町9-6  
電 話 番 号：054-221-2076  
F A X 番 号：054-221-3327  
e - m a i l : shoubo@pref. shizuoka. lg. jp
- 静岡市消防局 消防部 予防課  
住 所：静岡市駿河区南八幡町10-30  
電 話 番 号：054-280-0194  
F A X 番 号：054-280-0182  
e - m a i l : shobou-yobo@city. shizuoka. lg. jp
- 浜松市消防局 予防課  
住 所：浜松市中区下池川町19-1  
電 話 番 号：053-475-7542  
F A X 番 号：053-475-7549  
e - m a i l : hfdyobo@city. hamamatsu. shizuoka. jp
- (一社)静岡県LPガス協会  
住 所：静岡市葵区本通6-1-10  
電 話 番 号：054-255-2451  
F A X 番 号：054-255-2474
  - ▶ 東部支部  
住 所：沼津市高島本町4-1  
電 話 番 号：055-923-1070  
F A X 番 号：055-923-1069
  - ▶ 中部支部  
住 所：静岡市葵区本通6-1-10  
電 話 番 号：054-255-2451  
F A X 番 号：054-255-2474
  - ▶ 西部支部  
住 所：浜松市中区茄子町351-2  
電 話 番 号：053-465-1178  
F A X 番 号：053-465-7626

様式第 57 (第 96 条関係)

事 故 届 書	液石	× 整 理 番 号	
		× 整 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称又は販 売所の名称を含む)			
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地	〒		
事 業 所 所 在 地	〒		
事 故 発 生 年 月 日	年 月 日 時 分頃		
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別 紙 の と お り		

年 月 日

代 表 者 氏 名

㊞

連 絡 担 当 者 名

電 話

— —

様

- 備考
- 1 ×印の項は記載しないこと。
  - 2 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

## 事 故 の 状 況 報 告 書

事故の種類 (該当するものに○印)	A. 爆発                      B. 火災                      C. 中毒 D. 漏洩                      E. その他 1. 製造事業所              2. 充填所                  3. スタンド 4. 移動中(              ) 5. 消費先                  6. 容器検査所 7. 貯蔵所                    8. その他(                  )	
事故の発生施設の概要		
事 故 の 状 況		
被 害 状 況	人 的	物 的
応 急 措 置		
原 因		
対 策		

\*添付図面

- (1) 事故現場の施設配置図面
- (2) 事故発生箇所の詳細図

様式第57の2(第96条関係)

事 故 届 書	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業者の名称又は販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況		別紙のとおり	
事故発生の特 定消費設備	名 称		
	機 種		
	型 式		
	製 造 年 月	年 月	
特定ガス消 費機器の設 置工事の監 督に関する 法律第6条 の規定によ る表示	工事業者の氏 名又は名称及 び連絡先		
	監督者の氏名		
	資格証の番号		
	施工内容及び 施工年月日		

年 月 日

代表者 氏名

⑩

様

- 備考 1 ×印の項は記載しないこと。  
 2 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(別紙様式例)

## 特定消費設備による事故発生報告（速報）

会社名  
電話  
報告者氏名

1. 事故発生日時（時間は24時間呼称による。） 年 月 日（ ） 時 分頃
2. 事故発生場所
3. 事故の概要 (1) 事故の概要  (2) 原因  (3) 特定消費設備 ①名称 ②特定消費設備の製造者又輸入者の名称 ③機種 ④型式 ⑤製造年月
4. 被害の状況 (1) 人的 死者 名（うち、第三者 名） 重傷者 名（うち、第三者 名） 軽傷者 名（うち、第三者 名） (2) 物的（内容）
5. その他参考となる事項
6. 液化石油ガス販売事業者 登録番号 事業者名 営業所名 電 話

注1 特定消費設備とは、消費設備でガスメーターと末端ガス栓との間の配管その他の設備を除いた設備（「特定消費設備の名称及び機種」は、別表を参考にして記載のこと。）

注2 都県の担当課の他に、直接、関東東北産業保安監督部保安課にも事故発生届を行う事故とは、  
①特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故、  
②特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

注3 特定消費設備による事故発生報告の報告先  
関東東北産業保安監督部 保安課 電話：048-600-0294 FAX：048-601-1317

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガsstーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
	硬質管	金属管
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）	ゴム管その他
	塩化ビニールホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニールホース（両端ゴム継手付）
末端ガス栓	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガsstーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内臓していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

# 液化石油ガス事故の報告方法等

2018年4月1日変更

